

土浦市医療福祉費支給制度(通称「マル福」)

妊産婦

助成を受けられる方

- ・土浦市に住所を有する方で、各種医療保険に加入している方
- ・所得の申告が済んでいる方
- ・生活保護を受けている方は対象外

妊産婦

- ・母子手帳を交付された方（母子手帳交付月の1日から出産月の翌月末日まで）
 - ◆白色の受給者証 ……原則産婦人科受診用（所得制限あり）
※産婦人科以外の診療科を受診する場合は、産婦人科からの紹介がある場合に対象
 - ◆ピンク色の受給者証 …原則産婦人科以外の診療科受診用（所得制限なし）

【所得制限額】

(単位：千円)

扶養親族数	0人	1人	2人	3人
県基準所得額	4,010	4,310	4,610	4,910

土浦市では、県基準の所得制限を超えた方に対しては、市独自に所得制限を撤廃し、マル福を受給することができます。

助成の適用範囲

健康保険が適用となる病院、診療所、調剤薬局等の費用

※定期健診、予防接種、薬の容器代、文書料、交通費等の保険診療外費用や、入院時の食事代や差額ベッド代等は助成の対象とはなりません。

助成を受ける時の定額自己負担金

- 外来 医療機関ごとに1日600円 1ヶ月2回(1,200円)までの自己負担
- 入院 医療機関ごとに1日300円 1ヶ月3,000円までの自己負担
- 調剤薬局 自己負担なし

医療機関にかかるとき

白色の受給者証=原則 産婦人科のみ

●茨城県内の医療機関

医療機関窓口で、保険証とともに「医療福祉費受給者証」を提示してください。
(院外処方箋の場合、調剤薬局でも提示してください。)



定額自己負担金（外来の場合：医療機関ごとに1日600円 1ヶ月2回(1,200円)までの自己負担金など）のみの支払いとなります。

●茨城県外の医療機関

「医療福祉費受給者証」は使用できません。

医療機関窓口では保険証を提示し、一部負担金をお支払いください。



裏面のとおり、償還払いの申請をしてください。

いったん支払った一部負担金から定額自己負担金を差し引いた額が口座に振り込まれます。

ピンク色の受給者証=原則 産婦人科以外→ピンクの受給者証は、医療機関では提示しません。

産婦人科以外の医療機関を受診する場合には、いったん医療機関で一部負担金をお支払していただき、後日、償還払いの申請をしてください。

※白色の受給者証が非該当の方は、ピンク色の受給者証のみです。

ピンク色の受給者証が、産婦人科を含めたすべての医療機関を対象とします。

いったん医療機関で一部負担金をお支払いしていただき、後日、償還払いの申請をしてください。

償還払いについて

●償還払いの手続きについて

【受付日時】 月曜日～金曜日 8:30～17:15 (祝日、年末年始休業日除く)

【申請期限】 受診した日から2年間

【申請場所】 土浦市国保年金課、支所・出張所

【償還払いに必要なもの】

- ①医療福祉費受給者証 ②保険証 ③認印 ④医療機関発行の領収書**原本(受給者氏名と保険点数が記載されたもの)** ※定額自己負担金は、同じ医療機関で1ヶ月2回1200円までが限度額であるため、1ヶ月ごとの受診回数を確認するために、領収書については**必ず1ヶ月分をまとめてお持ちください。** ⑤高額療養費・付加給付金等の支給決定通知書(給付の対象となる場合)

医療機関でいったん支払った一部負担金から定額自己負担金(600円(1,200円))を差し引いた額が口座に振り込まれます。なお、償還払いの振込時期は、申請してから通常2ヶ月後になります。

その他

●変更・喪失届出など・・・市役所への届出が必要です。

事 例	届出に必要なもの
保険証が変わったとき (記号・番号の変更含む)	・医療福祉費受給者証 ・新しい保険証 ・受給者のマイナンバーが分かるもの※ ・申請者の身分証明書 ・認印
市外へ転出, または死亡・死産(流産)したとき	・医療福祉費受給者証 ・受給者のマイナンバーが分かるもの※ ・申請者の身分証明書 ・認印
住所・氏名・扶養義務者等が変わったとき	
外国籍の方が在留期間の更新手続きをしたとき (When a foreign resident applies to extend his/her period of stay)	・医療福祉費受給者証 (Recipient's ID of medical welfare program) ・在留カード (Residence card)

※マイナンバーが分かるものとは、通知カード、個人番号カード、個人番号記載の住民票等です。



注意: 母子健康手帳交付時に発行する妊婦健康診査受診票(14枚)と医療福祉制度(マル福)は異なる制度です。里帰り出産等で妊婦健康診査を県外の病院で受ける方は、事前に健康増進課(Tel 826-3471)へ必ずご連絡ください。

【お問い合わせ先】

土浦市 国保年金課 医療福祉係

〒300-8686 土浦市大和町9-1 TEL: 029 (826) 1111 内線 2316, 2406